

## 第2回福祉部会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

### 1. 総論

- 制度を見直す際は、形骸化せず実効性のあるものになるよう留意が必要である。
- 現在、通知や定款準則で定めているものを法律で明記すべきである。
- 働いている人たちの視点をガバナンスに反映させるべきである。
- 職員の離職理由の上位に法人の運営と理念に不満が挙げられていることから、人材確保の観点からも運営体制は重要である。
- 組織の全体像を示して議論する必要がある。公益法人の制度に準じて制度を組み立て、なじまない部分を見直すという考え方で議論すべきである。
- ガバナンスについては公益法人を参考とすることが適当であるが、公益法人の多くは事業性がないのに対し、社会福祉法人には事業性がある点に留意した上で、今後の論点について議論を進めるべきである。
- 不適正な運営をしている法人には厳しい措置がとれるような制度的担保が必要である。

### 2. 理事・理事長・理事会に関する事項

（理事・理事長・理事会の位置づけ・権限・責任）

- 執行機関である理事会の権限、責任を明確化し、理事・理事会に対する牽制機能を果たす仕組みとすべきである。
- 業務執行理事が地域ニーズの把握を担当するということも考えられる。
- 業務執行理事を明確に位置づけるべきである。
- 理事の損害賠償責任の範囲、内容を明確化する必要がある。

（理事の定数）

- 他の法人の理事の定数との関係を考慮し、定数を6人とする前提での議論は適当ではない。

### 3. 評議員・評議員会に関する事項

（評議員会の必置化）

- 評議員会は必置化すべきである。
- 評議員の人選については負担が重いため、必置化に当たっては適切な経過措置を定めることが適当である。
- 保育園は一施設一法人が多く、評議員会の必置化は急には無理なので、適切な猶予期間を設けることが適当である。
- 原則、公益法人並びの見直しは必要である。小規模法人が多いことについては、非営利ホールディングカンパニーの枠組みを活用し、共通の評議員会を設ける等により、対応可能ではないか。評議員会が設置できないような法人は、社会福祉法人から撤退させるルートを検討すべきではないか。

- 各法人がそれぞれ理念をもって運営していることを考えると、非営利ホールディングカンパニーの下に共通の評議員会を設けるといったことは難しいのではないか。

(評議員会の位置づけ)

- 議決機関である評議員会の権限、責任を明確化し、理事・理事長に対する牽制機能を果たす仕組みとすべきである。
- 評議員会を諮問機関とする現行の枠組みは、理事を誰が選んでいるか分からない構造であり、非課税法人として国民に信を問えるか。評議員会は議決機関化すべきである。
- 評議員会の議決機関化については慎重に検討すべき。
- 評議員会は必置化すべきであるが、現在、保育所等には評議員会がほとんど設置されておらず一足飛びに議決機関化することは時期尚早と考える。事業運営の機動性が損なわれるのではないか。
- 株主総会があるから経営のスピードが遅くなるということはないのだから、評議員会を議決機関化しても機動性が損なわれるということにはならない。

(評議員の選任について)

- 現状のように理事会が評議員を選任することは順序が逆であり、評議員会が理事を選任することとすべきである。

(評議員会の構成)

- 地域の代表、利用者の家族、有識者を評議員会に入れるべきである。
- 米国のNPO法人の地域ごとのボードを参考に、社会福祉法人でも評議員会とは別に地域の声をくみ取る新たな機関を設置すべきではないか。
- 児童養護の分野では、虐待のケースもあり、利用者の親を評議員に加えることは困難である。

#### **4. 監事に関する事項**

- 監事の権限は強化すべきと考える。監事が報告書を作成し、理事会で報告する体制を築くべきである。
- 牽制機能の観点では、評議員会よりも監事の機能を強化すべきではないか。
- 現在、指導監査の厳しさは都道府県ごとにばらつきがあるため、法律で監査内容を規定してはどうか。
- 現在監事は税理士が多いが、経営分析ができる公認会計士に行わせるべきではないか。

#### **5. 会計監査人に関する事項**

- 公認会計士は、決算だけでなくガバナンスも監査する。一定規模以上の法人は外部監査（会計監査人による監査）を導入すべきである。
- 公認会計士による外部監査は費用面の負担が大きい。現在、外部監査を受けた場合には、県の監査が簡素化されている。

## 6. その他

- 理事長に対する報酬は限度を定め、理事会、評議員会で承認されたものであれば認めても良いのではないか。